

## 最近公布した条例のあらまし

公布日 令和7年12月22日

厚木市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	行政総務課
<p>1 基幹業務システムの標準化により住登外者宛名番号管理機能が実装されること、外国人に対する生活保護の措置に関する事務が準法定事務として定められたこと等に伴い、次に掲げる条例について所要の措置を講ずることとした。</p> <p>(1) 厚木市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例（第1条関係）</p> <p>(2) 厚木市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例（第2条関係）</p> <p>(3) 厚木市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例（第3条関係）</p> <p>2 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年1月5日から、第3条の規定は同年3月1日から施行することとした。</p>	
厚木市客引き行為等防止条例の一部を改正する条例	くらし交通安全課
<p>1 客引き行為等の対象となる営業の範囲を拡大するとともに、客引き行為等を用いた営業を禁止するほか、所要の措置を講ずることとした（第2条関係及び第4条関係から第12条関係まで）。</p> <p>2 この条例は、一部の規定を除き、令和8年4月1日から施行することとした。</p>	
厚木市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	行政総務課
<p>1 厚木市総合計画審議会と厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議を統合することとした（別表関係）。</p> <p>2 この条例は、令和8年6月1日から施行することとした。</p> <p>3 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例について附属機関の委員に係る規定を削る改正を行うこととした。</p>	
厚木市議会議員及び厚木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	選挙管理委員会
<p>1 公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動に係る公費負担の限度額を改めることとした（第8条関係及び第11条関係）。</p> <p>2 この条例は、公布の日から施行することとした。</p> <p>3 この条例による改正後の厚木市議会議員及び厚木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によることとした。</p>	
厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	職員課
<p>1 議会の議員の期末手当について、常勤特別職職員の給与に準じて改定するため、次に掲げる条例について所要の措置を講ずることとした。</p> <p>(1) 厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（第1条関係）</p> <p>(2) 厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（第2条関係）</p> <p>2 この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。</p> <p>3 第1条の規定による改正後の厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第3項の規定は、その基準日</p>	

<p>が令和7年12月1日である期末手当から適用することとした。</p> <p>4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなすこととした。</p>	
<p>厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>1 非常勤特別職職員の報酬額について、職務の特殊性及び専門性を踏まえた適正な報酬額とすることとした（別表関係）。</p> <p>2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。</p>	職員課
<p>厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>1 常勤特別職職員の期末手当について、一般職職員の給与に準じて改定するため、次に掲げる条例について所要の措置を講ずることとした。</p> <p>(1) 厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例（第1条関係）</p> <p>(2) 厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例（第2条関係）</p> <p>(3) 厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（第3条関係）</p> <p>(4) 厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（第4条関係）</p> <p>2 この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。</p> <p>3 第1条の規定による改正後の厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の常勤特別職職員条例」という。）第6条第2項の規定及び第3条の規定による改正後の厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の病院事業管理者条例」という。）第6条第2項の規定は、それぞれその基準日が令和7年12月1日である期末手当から適用することとした。</p> <p>4 改正後の常勤特別職職員条例又は改正後の病院事業管理者条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の規定又は第3条の規定による改正前の厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の常勤特別職職員条例又は改正後の病院事業管理者条例の規定による期末手当の内払とみなすこととした。</p>	職員課
<p>厚木市職員の給与に関する条例及び厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例</p>	職員課
<p>1 一般職職員の給与について、今年度の人事院勧告に沿って改定するため、次に掲げる条例について所要の措置を講ずることとした。</p> <p>(1) 厚木市職員の給与に関する条例（第1条関係）</p> <p>(2) 厚木市職員の給与に関する条例（第2条関係）</p> <p>(3) 厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第3条関係）</p> <p>(4) 厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第4条関係）</p> <p>2 この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。</p> <p>3 第1条の規定（厚木市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例及び第3条の規定（厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第8条第2項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は、令和7年4月1日から適用することとした。</p> <p>4 第1条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項（厚木市職員の定年等に関する条</p>	

<p>例等の一部を改正する等の条例（令和4年厚木市条例第24号）附則第11条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定並びに第3条の規定による改正後の任期付職員条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）第8条第2項の規定は、その基準日が令和7年12月1日である期末手当及び勤勉手当から適用することとした。</p> <p>5 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例又は第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなすこととした。</p>	
<p>厚木市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例</p>	職員課
<p>1 国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正の趣旨にのっとり、旅費の種類 の名称及び支給方法を変更するほか、所要の措置を講ずることとした（題名関 係及び第1条関係から第26関係まで）。</p> <p>2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。</p> <p>3 この条例による改正後の厚木市職員の旅費に関する条例の規定は、施行日以 後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお 従前の例によることとした。</p>	
<p>厚木市建築関係手数料条例の一部を改正する条例</p>	建築指導課
<p>1 マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴い、審査に係る 許可の対象を追加するほか、所要の措置を講ずることとした（第2条関係及び 別表関係）。</p> <p>2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。</p>	
<p>厚木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例</p>	こども育成課
<p>1 子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援に関する基準 を定めることとした（題名関係及び第1条関係から第4条関係まで）。</p> <p>2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。</p>	
<p>厚木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例</p>	保育課
<p>1 児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業に関する基準を定めるこ ととした（題名及び第1条関係から第4条関係まで）。</p> <p>2 この条例は、公布の日から施行することとした。</p>	
<p>厚木市企業等の立地促進等に関する条例の一部を改正する条例</p>	産業振興課
<p>1 本市への企業等の立地及び設備投資の促進を図るため、立地に係る奨励金の 上限額を見直すほか、所要の措置を講ずることとした（第1条関係から第3条 関係まで、第9条関係、第12条関係、第13条関係及び別表関係）。</p> <p>2 この条例は、一部の規定を除き、令和8年4月1日から施行することとした。</p> <p>3 この条例による改正後の厚木市企業等の立地促進等に関する条例の規定は、 この条例の施行の日以後に立地に係る工事に着手し、又は設備投資を行った企 業等について適用し、同日前に立地に係る工事に着手した企業等については、 なお従前の例によることとした。</p>	
<p>厚木市建築基準条例の一部を改正する条例</p>	建築指導課
<p>1 土砂災害防止法による土砂災害特別警戒区域の指定が完了したことに伴い、 災害危険区域に係る規定を削除するほか、所要の措置を講ずることとした（目 次関係、第1条関係、第3条関係から第5条関係まで及び第70条関係）。</p>	

2 この条例は、公布の日から施行することとした。	
厚木市みんなで守る美しい環境のまちづくり条例の一部を改正する条例	生活環境課
<p>1 条例に違反する路上喫煙者に対する命令及び過料の規定を設けるほか、所要の措置を講ずることとした（目次関係、第2条関係、第16条関係、第17条の2関係、第17条の3関係、第20条関係、第23条関係、第25条関係及び第26条関係）。</p> <p>2 この条例は、一部の規定を除き、令和8年4月1日から施行することとした。</p> <p>3 この条例による改正後の厚木市みんなで守る美しい環境のまちづくり条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができることとした。</p> <p>4 第1項第2号に掲げる改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとした。</p>	
厚木市火災予防条例の一部を改正する条例	予防課
<p>1 林野火災を予防するため、林野火災に関する注意報、火災に関する警報及びたき火の届出の制度を定めるほか、所要の措置を講ずることとした（目次関係、第7条の2関係、第7条の3関係、第29条関係、第29条の7関係から第29条の9関係まで、第42条の3関係、第44条関係及び第45条関係）。</p> <p>2 この条例は、一部の規定を除き、令和8年1月1日から施行することとした。</p>	

公布日 令和8年3月18日

厚木市公告式条例の一部を改正する条例	行政総務課
<p>1 本市における条例の公布等の方法を、インターネットを利用する方法に変更するほか、所要の措置を講ずることとした（第2条関係から第6条関係まで）。</p> <p>2 この条例による改正後の厚木市公告式条例の規定は、この条例の施行の日以後に公布し、又は公表する条例、市規則若しくは市規程又は市長以外の市の機関の定める規則若しくは規程について適用し、同日前に公布し、又は公表する条例、市規則若しくは市規程又は市長以外の市の機関の定める規則若しくは規程については、なお従前の例によることとした。</p> <p>3 厚木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年厚木市条例第1号）の一部の規定を改めるための改正を行うこととした。</p>	
厚木市行政手続条例の一部を改正する条例	行政総務課
<p>1 行政手続法の一部改正の趣旨にのっとり、聴聞の通知の方式に係る規定を改めるほか、所要の措置を講ずることとした（第15条関係、第16条関係、第22条関係及び第29条関係）。</p> <p>2 この条例は、令和8年5月21日から施行することとした。</p> <p>3 この条例による改正後の第15条第3項及び第4項（これらの規定を準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例によることとした。</p>	
厚木市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	職員課
<p>1 職員の仕事と生活の両立支援の更なる拡充を図ることを目的に、子育て部分休暇を新設することとした（第2条関係、第8条関係、第13条の2関係及び第14条の2関係）。</p> <p>2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。</p> <p>3 厚木市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年厚木市条例第15号）の一部の規定を改めるための改正を行うこととした。</p>	

厚木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	職員課
<p>1 一般職職員の給与について、今年度の人事院勧告に沿って改定することとした(第8条の2関係)。</p> <p>2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。</p>	
厚木市市税条例の一部を改正する条例	市民税課
<p>1 地方税法等の一部改正に伴い、公示送達に係る規定を改めるほか、所要の措置を講ずることとした(第5条関係、第8条関係及び第13条の2関係)。</p> <p>2 この条例は、一部の規定を除き、公布の日又は地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に規定する政令で定める日のいずれか遅い日から施行することとした。</p> <p>3 この条例による改正後の厚木市市税条例(以下「新条例」という。)第5条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例によることとした。</p> <p>4 施行日が令和8年4月1日前の場合には、施行日から同年3月31日までの間における新条例第5条の規定の適用については、同条中「第2条第2項ただし書」とあるのは、「第2条第2項」とすることとした。</p> <p>5 所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定の適用がある場合における新条例第13条の2第1項の規定の適用については、同項中「掲げる寄附金」とあるのは、「掲げる寄附金(同号に掲げる寄附金にあっては、所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)」とすることとした。</p>	
厚木市営体育施設条例の一部を改正する条例	スポーツ魅力創造課
<p>1 厚木市営体育施設について、指定管理者が運営を行う施設に玉川野球場を加えるとともに、指定管理者の選定方法を公募によるものに改めるほか、所要の措置を講ずることとした(第3条関係及び第9条関係)。</p> <p>2 この条例は、一部の規定を除き、令和9年4月1日から施行することとした。</p> <p>3 この条例による改正後の厚木市営体育施設条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができることとした。</p>	
厚木市子ども育成条例の一部を改正する条例	こども育成課
<p>1 こども基本法の制定に伴い、こどもの権利保障に関する規定を設けるほか、所要の措置を講ずることとした(題名関係及び第1条関係から第18条関係)。</p> <p>2 この条例は、公布の日から施行することとした。</p> <p>3 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年厚木市条例第16号)の一部の規定を改めるための改正を行うこととした。</p> <p>4 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(令和7年厚木市条例第31号)の一部を改めるための改正を行うこととした。</p>	
厚木市国民健康保険条例の一部を改正する条例	国保年金課
<p>1 国民健康保険法等の一部改正に伴い、子ども・子育て支援納付金について定めるほか、所要の措置を講ずることとした(第11条の2関係、第11条の3関係、第15条の7の2関係、第15条の8関係、第15条の15関係、第15条の16関係から第15条の19関係まで及び第18条関係から第19条の5関係まで)。</p>	

<p>2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。</p> <p>3 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度までの年度分の保険料については、なお従前の例によることとした。</p>	
<p>厚木市介護保険条例の一部を改正する条例</p>	<p>介護福祉課</p>
<p>1 介護保険法施行令の一部改正に伴い、保険料率の算定に関する合計所得の額の算定方法の特例を設けるほか、所要の措置を講ずることとした（附則第9条関係及び附則第10条関係）。</p> <p>2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。</p> <p>3 この条例による改正後の附則第9条及び第10条の規定により算定する保険料に係る第10条第2項の規定の適用については、同項ただし書中「期限内に提出できないことについてやむを得ない理由がある」とあるのは、「やむを得ない理由がある」とすることとした。</p>	
<p>厚木市建築物における駐車施設の附置に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>都市計画課</p>
<p>1 駐車場法施行令の一部改正に伴い、駐車施設を附置すべき対象に共同住宅を加えるほか、所要の措置を講ずることとした（第4条関係から第6条関係まで、第8条関係から第12条関係まで、第14条関係から第16条関係まで及び別表第1関係から別表第3関係まで）。</p> <p>2 この条例は、一部の規定を除き、令和8年4月1日から施行することとした。</p> <p>3 この条例による改正後の厚木市建築物における駐車施設の附置に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条から第6条までの規定は、施行日から起算して6月を経過した日（以下「適用日」という。）以後に建築物の新築、増築又は用途の変更（以下この項及び次項において「新築等」という。）の工事に着手した者について適用し、適用日前に建築物の新築等の工事に着手した者については、なお従前の例によることとした。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、この条例による改正前の厚木市建築物における駐車施設の附置に関する条例（以下この項において「改正前の条例」という。）の規定により駐車施設を設置した者（適用日に現に改正前の条例による駐車施設を設置する建築物の新築等に係る工事を行っている者を含む。）は、規則で定めるところにより市長に届け出たときは、改正後の条例の適用を受けることができることとした。</p> <p>5 附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとした。</p>	
<p>厚木市立病院の診療費等に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>医事課</p>
<p>1 物価及び人件費の上昇に即した病院運営に向け、使用料及び手数料の規定を改めるほか、所要の措置を講ずることとした（別表第1関係及び別表第2関係）。</p> <p>2 この条例は、一部の規定を除き、令和8年7月1日から施行することとした。</p> <p>3 この条例による改正後の別表第1特別の療養環境の提供に係る病室使用料の項から死体処置料の項までの規定及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料及び申請に係る手数料について適用し、同日前の使用に係る使用料及び申請に係る手数料については、なお従前の例によることとした。</p>	

公布日 令和8年3月31日

厚木市市税条例及び厚木市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例	市民税課
<p>1 地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、次に掲げる条例について、所要の措置を講ずることとした。</p> <p>(1) 厚木市市税条例（第1条関係）</p> <p>(2) 厚木市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例（第2条関係）</p> <p>2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。</p> <p>3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例によることとした。</p> <p>4 第1条の規定による改正後の厚木市市税条例及び第2条の規定による改正後の厚木市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用することとした。</p> <p>5 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例によることとした。</p> <p>6 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例によることとした。</p>	